

フィリピンがオランダのハーグにある常設仲裁裁判所に、中国による南シナ海全域についての権利の主張について、国連海洋法条約に違反していると提訴していたが、今月、フィリピンの主張を全面支持する判決が発表された。中国は判決を紙屑にすぎないと発表するなど過剰な反撥をし、南沙諸島の浅瀬を埋立てて造成した滑走路に民間航空機を次々に飛行させるような実力行使を開始している。

このような行動が今後も拡大すれば、アメリカによる中国への明確な牽制に期待せざるをえない事態になる。実際、これまでもアメリカは中国の主張が国連海洋法条約に違反することを世界に明示するため、中国が領海と主張する海域に軍艦を航行させる「航行の自由作戦」を実施している。しかし、これには厄介な問題がある。作戦の根拠としている条約をアメリカ自身が批准していないのである。

このような矛盾したアメリカの行動は今回が最初ではない。第一次世界大戦終結後、悲劇の再発を防止する目的で、アメリカのウィルソン大統領が国際連盟の設立を提唱した。これは四二カ国が加盟して一九二〇年に発足したが、肝心のアメリカは国内の反対により加盟しなかった。日本は加盟したものの、満州事変が国際連盟によって侵略行為と認定された結果、それを不服として一九三三年に脱退したという経緯がある。

同様のアメリカの行動は以後も発生している。一九九七年に京都で第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）が開催され、各国が二酸化炭素の発生を削減する比率が議論された。自国の経済活動に直接影響するため議論は紛糾したが、途中からアメリカのゴア副大統領が参加して調整し、ようやく八四カ国が署名して京都議定書が成立した。アメリカも署名したが、ブッシュ大統領の時代に批准を拒否して離脱した。

この議論の当時、アメリカの二酸化炭素排出量は世界の二三％で国別では首位であり、一一％で二位の中国は発展途上国とされて削減義務を免除され、一〇％で三位のロシアは削減努力をしてこなかったために十分に余裕をもって目標達成が可能であり、五％で四位の日本のみが過大な削減目標を背負うことになった。その結果、日本は排出権取引市場や二国間交渉で排出権を購入するという不利な立場になってしまった。

再度、同様の懸念が環太平洋パートナーシップ（TPP）協定でも発生しそうである。当初はシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの経済連携協定から出発したが、途中からアメリカさらに日本などが参加し、今年二月に二二カ国が署名して成立した。ところがアメリカの大統領選挙の過程で、サンダース候補もトランプ候補もTPP協定に反対し、クリントン候補も見直しを表明しており、先行きは不明である。

これ以外にもアメリカは国連児童基金（ユニセフ）の「子供の権利条約」に署名したが批准していない唯一の国であるが、ユニセフの本部はニューヨークにあり、設立以来の事務局長六名は全員アメリカ出身という矛盾した行動をしている。一九世紀前半のモンロー宣言以来、国際条約や国際組織により束縛されないことを外交の基本方針としているとはいえ、今回の中国の反撥と同様、大国の独善を象徴する行動である。

それらと比較すると、国際機関の分担金は確実に支払い、国際条約は律儀に実行する日本は生真面目すぎる傾向にある。それは国内であれば賞賛される行動であるが、国際社会で正当に評価されるわけではない。鎖国から一気に近代社会に浮上した日本は国際や世界を過剰に評価する傾向にある。狡猾に行動することを推奨するわけではないが、「国際」社会を冷静に理解する必要がある。